

樣似町過疎地域持續的發展市町村計畫

自 令和 3 年度

至 令和 7 年度

北 海 道

樣 似 郡 樣 似 町

目 次

1 基本的な事項

(1) 様似町の概況	1
①様似町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
②様似町における過疎の状況	1
③様似町の世界経済的発展の方向	2
(2) 人口及び産業の推移と動向	3
①人口の推移と動向	3
②産業の推移と動向	4
(3) 様似町の行財政の状況	5
(4) 地域の持続的発展の基本方針	6
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	9
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	9
(7) 計画期間	9
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	10

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点	11
(2) その対策	11
(3) 計画	11

3 産業の振興

(1) 現況と問題点	12
(2) その対策	17
(3) 計画	20
(4) 産業振興促進事項	21
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	22

4 地域における情報化	
(1) 現況と問題点	23
(2) その対策	23
(3) 計画	24
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	24
5 交通施設の整備、交通手段の確保	
(1) 現況と問題点	25
(2) その対策	26
(3) 計画	26
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	26
6 生活環境の整備	
(1) 現況と問題点	27
(2) その対策	28
(3) 計画	29
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	31
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 現況と問題点	32
(2) その対策	33
(3) 計画	34
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	34
8 医療の確保	
(1) 現況と問題点	35
(2) その対策	35
(3) 計画	35
9 教育の振興	
(1) 現況と問題点	37
(2) その対策	39
(3) 計画	40
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	41

1 0 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点	42
(2) その対策	42
1 1 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1) 現況と問題点	42
(2) その対策	42
過疎地域持続発展特別事業 一覧表	43

様似町過疎地域持続的発展市町村計画

1 基本的な事項

(1) 様似町の概況

① 様似町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本町は北海道の南東部及び日高管内の南東部に位置し、面積は 364.30 km²、人口は 4,518 人（平成 27 年国勢調査）である。

地勢は背面に日高山脈、前面は太平洋に臨み、河川の流域地帯を除くと、ほとんどが丘陵地域、中起伏山地からなっており、面積の約 92%が山林となっている。平坦地は様似川及び海辺川流域沿いであって、集落を形成している。

気候は太平洋に面しているため海洋性気候となっており、秋から冬にかけて多少、風・波は強くなるものの積雪も少なく、夏期の最高気温も 30℃に達することはほとんどなく、冬期の気温も零下 10℃を下回ることはまれである。

本町の歴史は古く、寛政 11 年（1799 年）幕府の直轄領土となり「シャマニ会所」が設けられ、海産物を主とした交易が盛んに行われ、漁場として栄えてきた。

明治 13 年（1880 年）郡区町村構成により、様似村に様似村外 5 カ村戸長役場が、そして明治 20 年（1887 年）には様似村 7 カ村の戸長役場が開設された。

明治 39 年（1906 年）2 級町村制が施行され、様似村と称し 8 カ村が統轄された。

その後、昭和 27 年 4 月 1 日に町制を施行し現在に至っている。

近年、国道や高規格幹線道路の整備に伴い、道央の苫小牧市まで約 130km 約 2 時間 30 分、札幌市（道庁所在地）まで 200km 約 3 時間 30 分と数年前と比べ所要時間は短縮されてきているものの、企業誘致や交流人口の拡大等を図るうえでも決して地理的条件に恵まれた状況とは言えない。

なお、振興局所在地である浦河町の市街地と本町の市街地とは、約 18km の距離にあり、社会的、経済的、行政的にもつながりが大きい。

② 様似町における過疎の状況

本町の平成 27 年の国勢調査人口は、4,518 人で男女別構成は、男 2,139 人、女 2,379 人で、人口密度は 1 km²あたり 12.4 人である。

総人口の推移を見ると、昭和 30 年の 10,163 人をピークに年々減少している。

この人口の減少については、基幹産業である第一次産業の低迷や長引く不況などにより町内での就職の場が少ないため、学卒者をはじめとした若年層の都市への流出が続いていること、少子化による幼年人口の大幅な減少などが主な要因となっている。

第一次産業や商業などにおいては、従事者の高齢化や後継者不足が進行し、地域の活力が低下してきている。

また、これまで、過疎地域活性化特別措置法等により若年者が定着できるよう、農林水産業の振興や雇用の場の拡大、道路網の整備、下水道をはじめとした生活環境の整備、保育園や公立幼稚園の整備、高齢者福祉の向上及び増進などの総合的かつ計画的な対

策を推進してきた。

しかし、基幹産業である第一次産業の低迷や第二次産業及び第三次産業においても長引く不況のもと厳しい状況が続き雇用が創出できないため、依然として人口の流出が続いている。加えて、本町の財政基盤が脆弱であることが、今後のまちづくりを進めるうえで、大きな課題となっている。

今後は、基幹となる第一次産業関連の基盤整備や近代化施設の整備、新規就業者の積極的な受入れなどを実施するとともに、都市部との格差是正に向けた上下水道及び公営住宅の整備を実施することにより、定住促進を図る必要がある。また、平成 27 年 9 月 19 日に世界認定を受けたアポイ岳ジオパーク構想を推進することにより交流人口の増大を図るとともに、誰でも安心して暮らせる福祉施策の充実と医療の確保、地域社会の形成を担う人材の育成を図る学校教育や社会教育などの環境整備などを積極的に推進する必要がある。

③ 様似町の社会経済的発展の方向

本町における就業者については、平成 27 年国勢調査の産業別就業人口が 2,325 人で、総人口の 51.4%を占め、その内訳は第一次産業 13.4% (609 人)、第二次産業 10.6% (481 人)、第三次産業 26.7% (1,208 人) となっており、人口の減少とともに就業者人口も減少している。

また、各産業の構成割合では、第一次産業及び第二次産業の就業者人口の構成比が低下するなか、第三次産業の構成比は上昇している。

今後、第一次産業においては、生産基盤の整備や生産コストの低減、複合経営の促進などにより経営体質の強化を図って行く必要があるが、従事者の高齢化、後継者不足が進んでいるため、就業人口の減少が見込まれる。

第二次産業は、合理化がますます進行するとともに、公共事業の縮減などにより就業人口は減少傾向にある。特に建設業の構成比は全体の 10.3%と高く、また、公共事業への依存度も依然高くなっているため、転出者が増加することも懸念される。

第三次産業は、労働時間の短縮、交通アクセスの向上、都市住民の自然体験型観光の需要が増大し、これらに関するサービス部門の増加などにより比率の増加が見込まれる。

(2) 人口及び産業の推移と動向

① 人口の推移と動向

表1-1(1) 人口の推移 (国勢調査)

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 9,900	人 8,293	% △16.2	人 7,159	% △13.7	人 5,711	% △20.2	人 4,518	% △20.9
0歳～14歳	3,786	2,127	△43.8	1,401	△34.1	697	△50.2	449	△35.6
15歳～64歳	5,700	5,497	△3.6	4,633	△15.7	3,439	△25.8	2,432	△29.3
うち15歳～29歳 (a)	2,359	1,779	△24.6	1,171	△34.2	736	△37.1	411	△44.2
65歳以上 (b)	414	669	61.5	1,125	68.2	1,575	40.0	1,637	3.9
(a) / 総数 若年者比率	23.8%	21.5%	—	16.4%	—	12.9%	—	9.0%	—
(b) / 総数 高齢者比率	4.2%	8.1%	—	15.7%	—	27.6%	—	36.1%	—

表1-1(2) 人口の推移 (住民基本台帳)

区分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	人 6,360	—	人 5,849	—	% △8.0	人 5,248	—	% △10.3
男	3,018	47.5 %	2,792	47.7 %	△7.5	2,503	47.7 %	△10.4
女	3,342	52.5 %	3,057	52.3 %	△8.5	2,745	52.3 %	△10.2

区分	平成27年3月31日			令和2年3月31日			
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総数 (外国人住民除く)	人 4,648	—	% △11.4	人 4,078	—	% △12.3	
男 (外国人住民除く)	2,211	47.6 %	△11.7	1,944	47.7 %	△12.0	
女 (外国人住民除く)	2,437	52.4 %	△11.2	2,134	52.3 %	△12.4	
参考	男 (外国人住民)	2	20.0 %	0.0%	12	42.9 %	600 %
	女 (外国人住民)	8	80.0 %	0.0%	16	57.1 %	200 %

昭和35年に9,900人であった人口は、昭和40年には10,037人となり、わずかながら増加を示したものの、以後、年々減少し平成27年国勢調査では、4,518人まで減少している。

また、年齢階層別人口の推移を見ると、まず、0～14歳の年少人口は、昭和35年から減少し続けており、平成2年から平成17年では50.2%と大きく減少、その後も高い減少率となっている。

15～64歳の生産年齢人口は、昭和35年から昭和50年で3.6%と減少し、その後も減少し続け、平成17年から平成27年では29.3%と大きく減少し、年々減少率が高くなってきている。

さらに、生産年齢人口のうち15～29歳の若年人口の減少が著しく、昭和50年から平成2年では34.2%と大きく減少し、その後も高い減少率となっている。

一方、65歳以上の老年人口は総人口が減少するなか年々増加を続けており、昭和35年から昭和50年では61.5%の増加、その後、平成17年から平成27年では3.9%の増加となっており、増加率は低くなってきている。

なお、年少人口と老年人口の生産年齢人口に占める比率（従属人口指数）は、平成27年で85.7%と全道の67.9%を大きく上回っており、生産年齢人口の扶養負担が全道平均に比べ非常に高くなっている。

平成30年10月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した人口推計によると令和7年度には3,480人まで落ち込むと推計されている。このように、若年者をはじめとした人口の減少は、学卒者の都市流出と少子化が主な原因となっている。加えて、高齢化の急速な進行などによる年齢構成の偏りなどから、地域社会全体の活力の低下が懸念される状況にある。

しかし、第9次様似町総合計画及び第2期様似町まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合性を図りながら、本計画による各種施策や地域活性化等により、出来る限り人口減少を緩和させ、令和7年度には人口3,500人を目指す。

また、地域おこし協力隊制度を活用した移住・定住者の呼び込みや、アポイ岳ジオパークなど本町の地域特性を生かした「様似らしい」まちづくりを推進し交流人口の拡大を図るなど、住む人々が愛着と誇りのもてる魅力あるまちづくりを進める。

② 産業の推移と動向

表1-1(3) 産業別人口の動向（国勢調査）

区 分	昭和35年		昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	4,180	△5.1	3,968	△3.9	3,815	△22.6	2,952	△21.2	2,325	△21.2
第一次産業 就業人口比率	45.3	—	31.2	—	28.5	—	25.9	—	26.2	—
第二次産業 就業人口比率	45.3	—	28.1	—	29.2	—	24.9	—	20.7	—
第三次産業 就業人口比率	45.3	—	40.6	—	42.3	—	49.2	—	52.0	—

本町の産業別就業人口は総人口の減少に伴い、昭和 35 年から平成 27 年までの間、就業人口数が 44.4% (1,855 人) 減少しており、特に、第一次産業就業者の構成比も 26.2%にまで低下しているものの、本町の重要な産業としての位置を占めている。

第二次産業就業者は、昭和 35 年以来ほぼ横ばいの状況で推移してきたが、長引く景気の低迷により就業者数が徐々に減少し、第二次産業就業者の全体に対する構成比も減少傾向にある。

第三次産業就業者は、昭和 35 年と比較すると就業者数は増加し、その構成比は第一次産業が大幅に減少したことにより第一次産業を上回り、昭和 35 年の 45.3%から平成 27 年には 52.0%にまで上昇している。

今後についても、第一次産業については、農水産業における担い手の不足などにより、就業者数の減少が見込まれる。

また、第二次産業についても、地場資源の高度利用や付加価値の向上を進め地場産業の振興を図るものの、長引く不況のもと建設業の不振が予想され全体的に就業者数の減少が見込まれる。

第三次産業については、交流人口の拡大を積極的に進めることにより、就業者数並びに構成比でも若干の増加が見込まれる。

(3) 様似町の行財政の状況

表 1 - 2(1) 様似町の財政の状況

		平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入	総額 A	4, 146, 950	4, 904, 228	4, 449, 449
	一般財源	2, 967, 687	2, 973, 179	2, 828, 245
	国庫支出金	348, 318	286, 154	234, 910
	道支出金	191, 235	242, 469	334, 443
	地方債	293, 140	762, 837	392, 533
	うち過疎対策事業債	25, 900	351, 400	136, 300
	その他	346, 570	639, 589	659, 318
歳出	総額 B	4, 107, 962	4, 849, 877	4, 398, 855
	義務的経費	1, 958, 224	1, 593, 773	1, 736, 177
	投資的経費	475, 812	1, 155, 220	710, 587
	うち普通建設事業	429, 435	1, 154, 704	709, 137
	その他	1, 415, 834	1, 028, 661	1, 301, 786
	過疎対策事業費	258, 092	1, 072, 223	650, 305
歳入歳出差引額 C (A - B)		38, 988	54, 351	50, 594
翌年度へ繰越すべき財源 D		11, 738	74	444
実質収支 (C - D)		27, 250	54, 277	50, 150
財政力指数		0. 184	0. 167	0. 191
公債費負担比率		22. 7	12. 8	18. 7
実質公債費比率		18. 3	5. 8	9. 1
起債制限比率		—	—	—
経常収支比率		81. 8	79. 4	92. 1
将来負担比率		76. 7	102. 7	71. 3
地方債現在高		5, 058, 260	6, 704, 458	7, 466, 710

歳入総額は平成 27 年度の 4,904,228 千円から、令和元年度の 4,449,449 千円と 9.3% の減となったが、令和元年度において総額の 49.7%にあたる 2,209,582 千円を地方交付税に頼る依存型財政となっている。地方自治体を取り巻く環境は若干光明が見えつつあるが、今後も予断の許さない状況が続くものと考えている。

表 1 - 2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭 55 年度末	平 2 年度末	平 12 年度末	平 22 年度末	平 2 年度末
市 町 村 道 (m)	173,240	174,240	180,102	180,657	166,865
改 良 率 (%)	24.9	37.9	50.9	53.3	61.0
舗 装 率 (%)	18.8	34.3	47.6	51.0	58.4
農 道 延 長 (m)	—	—	—	3,563	3,563
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	—	2.6	3.3	—	2.9
林 道 延 長 (m)	—	—	—	47,185	48,825
林地 1ha 当たり林道延長 (m)	3.6	3.3	3.7	—	1.46
水 道 普 及 率 (%)	89.7	94.3	97.3	99.3	99.1
水 洗 化 率 (%)	(5.3)	3.7	61.5	87.1	89.1
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	14.4	16.1	2.6	—	—

生活の基盤となる町道については、計画的に整備されているものの、改良率、舗装率ともまだ低く、今後もさらに整備が必要である。

上水道については、普及率が 99.1%で山間部の一部が未給水地区となっている。

下水道については、平成 11 年 3 月 31 日に供用開始しているが、計画区域外についても浄化槽の設置により対応していく必要がある。

医療機関については、民間医療機関が 1 医院、2 歯科医院となっている。

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町の活性化に向けて、基幹となる第一次産業の振興をはじめとし、生活及び産業の基盤となる町道や農道、林道の整備、快適な生活空間を実現する上下水道や一般廃棄物処理施設の整備、児童福祉や就学前教育の充実を図る「おおぞら保育園」「あすなろ幼稚園」の整備、学校教育や社会教育、生涯教育における教育環境の整備、急速に進む高齢化社会と介護保険法に対応した「様似町保健福祉センター」の整備、交流人口の拡大と滞在型観光の核となる交流促進施設「アポイ山荘」の整備、地域住民の様々な活動の基盤となる集会施設の整備など、地域経済の発展や雇用の場の拡大を図るとともに地域間格差の是正を積極的に推進してきた。

しかし、人口減少に歯止めはかからず、依然として若年層を中心とする人口の流出や高齢化の急速な進行、基幹産業の低迷、地域産業や地域社会を支える担い手不足などの課題を抱えている。

このため、基幹産業となる農林水産業については、技術力の向上や複合経営の促進などにより経営基盤を強化するとともに、関連産業との連帯を図りながら、生産物の付加

価値の向上や販路の開拓等を進め、地場産業の育成強化や後継者及び担い手の育成・確保に努める。

また、素晴らしい自然環境や観光資源を活用した滞在・体験型観光を推進し、関連産業の育成に努める。

町民の生活環境の充実を図るため、道路交通網や下水道などの居住環境の整備、医療体制の充実、商店街の活性化、教育環境の向上などを積極的に進める。

さらに、高齢化の進行に対応して、豊富な経験と知識をもつ高齢者が長く社会に参加できる環境と保健活動や医療体制の充実を図るほか、施設介護や在宅介護などのサービス提供体制を整備し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域や家庭で生活できるような環境づくりを進める。

さらにまた、都市との交流をはじめ地域間交流を促進するため、アポイ岳ジオパークや国立公園化が予定されている日高山脈えりも国立公園の有効活用を図るとともに、本町の歴史や文化などの振興と美しい自然景観や貴重な自然を末永く継承する「様似町文化振興条例」、「ふるさと様似の景観づくり条例」などにより、町民が誇りに思い愛着が持てるまちづくりを推進する。

このような本町の持続的発展を進めるためには、「北海道過疎地域持続的発展方針」と連動した事業の推進はもとより、重点的、戦略的な視点に立った、広域的連携や機能分担に配慮する必要がある。

また、これらの地域社会づくりは、町民と行政が一体となって参画、推進することが重要であり、このためには、町民相互の信頼と連帯に基づく積極的な町民参加の場を設けるとともに、情報公開等による開かれた行政を推進する必要がある。

以上の基本方針と「第9次様似町総合計画」及び「第2期様似町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、次の諸施策を実施する。

① 推進体制の確立のために

まちづくりの主役は町民であり、町民一人ひとりの持つ活力を生かせるよう、広報・広聴や情報ネットワークの充実など、町民と行政による情報共有に取り組むとともに、コミュニティ活動を維持していくための支援を進める。

また、行政と議会・町民が共通認識をもち、支え合いながら、住民福祉の向上が図られるよう、まちづくりに参画しやすい仕組みをつくり、町民主体の自治の実現を図り、効率的な行政運営と財政の健全化、町民ニーズに対応した行政運営を進めます。また、アポイ岳ジオパークについては、平成27年にユネスコ世界ジオパークに認定され、地域間交流や地域経済、教育分野における住民との深い関わりの上に立った連携が不可欠。その取り組みを通じて、まちづくりを推進していく。

② 住みよい環境をつくるために

豊かな自然と美しい自然景観に囲まれた本町は、住民アンケート結果でも約45%の方が「住みよい」という回答をしている。この恵まれた環境を次代に受け継いでいくため、自然保護活動や下水道施設・廃棄物施設の適切な管理を推進していくとともに、より住みよいまちとなるよう子育て支援や衛生対策も推進していく。

③ 安全な生活をおくるために

本町は、太平洋と日高山脈に囲まれ恩恵を受けてきた。しかし、その地勢から津波や崖崩れ等自然災害の危険が高い地域ともなっているため、海岸や治山、治水などの保全施設の整備を促進するとともに、防災意識高揚の啓発や避難体制などを整備することにより消防力や防災力の向上を図っていく。

また、交通事故や犯罪のないまちとするため、関係機関とともに各種活動を推進していく。

④ 健康で幸せな生活をおくるために

子どもから高齢者、障がい者をはじめ、町民誰もが安心して、やすらぎのある生活をおくり、いつまでも健やかに暮らし続けることができるよう、生涯を通じた福祉支援体制の充実を目指す。

また、日々の生活を通じた健康づくり、生きがいづくりを支援する一方で、保健・医療・福祉サービスの充実に努め、良質で均一なサービス提供体制の向上を図り、一人ひとりが思いやりを持って、互いに支え合うまちづくりを進める。

⑤ 心豊かな人間性を養うために

生涯を通じて人間性豊かな多様な生活をおくることのできるよう、生涯学習推進体制の確立、文化、芸術活動の活性化、スポーツ機会の充実などを進めるとともに、歴史・文化遺産の保存・活用などを通じて、本町への誇りと愛着を醸成するなど、地域に根ざした文化が育まれたまちづくりをめざす。

また、地域全体で子どもたちを育てる環境をめざし、地域をともにある学校づくりや、家庭・地域・学校との連携による健やかな成長を支える取り組みを進める。

⑥ 豊かなくらしを生み出すために

本町は第一次産業の盛衰により町内の景気が大きく左右される。そのため、農業協同組合や漁業協同組合等の関係機関と連携して農林水産資源の保護・活用やブランド化等を図るとともに、生産システムの効率化等による生産性や付加価値の向上を促進し、経営の安定化を図っていく。商工業については、商工会と連携した金融支援対策を推進し、経営基盤の強化を促進していく。また、アポイ岳などの豊かで

特色のある自然環境に加え、歴史や産業など自らの暮らしも含めた「様似」全体を活用した情報発信と地域間交流を活用した観光振興を図り、持続可能な地域経済をめざしていく。

⑦ 発展の基盤づくりのために

本町発展の基盤となる各種道路や橋梁などの計画的な維持管理を進めるとともに、生活・観光路線としての公共交通を確保するための施策を推進する。また、情報通信分野については、都市部から離れている本町にとって産業の発展や生活の安心に欠かせない基盤であり、関係機関とともに整備を推進する。今後は、さらに人口減少が進む状況下において、本町と関わりのある人のつながりを維持し、多様な形で関わる関係人口の創出・拡大により、新しい人の流れをつくりだす施策を推進していく。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

平成 20 年をピークに日本の人口は減少に転じ、道内の多くの市町村の人口は減少している。様似町においても、国勢調査による人口推移は 10 年間で 1,200 人近く減っており、今後も人口減少は、大きな課題となっている。

平成 30 年 10 月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した人口推計によると計画の終了期間である令和 7 年度には 3,480 人まで落ち込むと推計されているが、第 9 次様似町総合計画、様似町まち・ひと・しごと創生第 2 期総合戦略との整合性を図りながら、本計画による各種施策や地域活性化により、出来る限り人口減少を緩和させ、令和 7 年度は人口 3,500 人を目指す。また、本町の基幹産業である水産業と農業は、人口減少に伴い、これらの産業を支える従事者も減少しており、特に若い世代の減少が著しいため、産業を担う労働力の確保が課題となっている。町内の労働力の確保の指標として、一人当たり町民所得 2,929 千円を目指す。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

町民をはじめ、産官学金労などの地域の様々な分野で活躍している方々の参画による「様似町総合振興審議会」において、毎年度、その方向性や具体案等を検討する。

(7) 計画期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 ヶ年とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本町では第 9 次様似町総合計画及び様似町公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、公共施設等総合管理計画で定めた基本方針である「施設保有量の最適化」、「適切な維持管理の推進」などに配慮しながら施策を展開する。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

本町では平成 28 年に策定したまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、移住・定住対策の推進を図ってきたが、そのほとんどが特定業種への参入となっている。移住・定住に向け、現に生活している町民を第一としつつ、町外の人々をも惹きつける一層魅力あるまちづくりが求められている。魅力あるまちづくりには、本町に住む町民だけでなく、町外の人々に対しても、地域の担い手としての活躍を促すことや、地方創生の当事者の最大化を図ることが必要不可欠であり、地域の産業や行事等に携わる、副業・兼業で週末などに地域内で働くなど、地域や地域の人々に多様な形で関わる「関係人口」を創出し、地域の力としていくことが求められている。

今後は、SNS やふるさと納税を活用した情報発信や、移住・定住を促進するための各種制度の活用や住宅環境の受け入れ体制の整備、雇用の場の情報収集と情報発信が必要である。

(2) その対策

数 値 目 標	目標値 (K P I) ※総合戦略より
関係人口 (ふるさと納税・体験住宅利用者)	10,000件・人

- (a) 「ふるさと会」、「ふるさと応援大使」及び友好姉妹町村等との関係を継続し、様似町のファンとしてのつながり維持。
- (b) 現有施設を最大限有効利用し、都市との交流の場を確保するとともに、適切な情報発信を行う。
- (c) 地域間交流の中核となるアポイ岳周辺の施設整備を行う。

(3) 計 画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(5)その他	1 アポイ岳ジオパーク推進事業 ガイド養成、ジオツアー実施等	町	
		2 アポイ岳ジオパークガイドブック作成事業 ガイドブック、リーフレット作成等	町	

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農業

本町の農家戸数は人口減少や高齢化及び後継者不足等を要因に年々減少し、粗生産額は「肉用牛」や「いちご」の導入により、伸びが見られる部門もあるが、農業所得全体としては軽種馬部門の落ち込みが大きいため減少が続いている。さらに、エゾシカ等による鳥獣被害が近年増加傾向にあり、農作物の生産収量の減少と生産意欲の減退を招いており、農家個々の経営はもとより本町農業の問題となっている。

また、高齢化や軽種馬生産の不振に伴い、生産条件が悪く収益性の少ない農地の遊休化が懸念されており、遊休化を未然に防止するための取り組みとして、本町の地域性や気象条件等にあった新たな作物の導入・定着に取り組んでいくとともに各種助成制度充実へ取り組んでいく必要がある。

農業協同組合は、信用事業について、上部団体へ移管となったことで、営農等に集中した事業経営が進められており、引き続き、緊密な連携を図りながら、農業及び地域振興対策を共に進めていく必要がある。

表2-1 農業生産額の推移

区分	総生産額	米生産額	野菜生産額	軽種馬生産額	牛乳生産額	肉用牛生産額	その他生産額
平成元年	181,100	10,700	3,600	148,600	4,700	6,300	7,200
平成5年	148,600	9,600	7,000	122,300	4,900	8,800	4,000
平成10年	123,900	4,700	4,800	101,500	5,200	5,100	7,700
平成14年	98,000	3,000	4,000	78,000	6,000	6,000	1,000
平成20年	76,000	2,000	6,000	54,000	5,000	8,000	1,000
平成26年	35,602	1,563	10,159	15,872	4,468	2,540	1,000
令和2年	52,720	1,653	25,736	17,411	4,633	2,288	1,000

表2-2 農家戸数、従事者数等の推移

区分	農家戸数				農家人口	農業従事者	農営耕地規模別内訳					
	総数	専業	1種兼業	2種兼業			3ha未満	3~5ha	5~7.5ha	7.5~10ha	10~20ha	20ha以上
平成元年	208	54	43	111	866	497	132	16	14	13	24	9
平成5年	192	67	27	98	776	451	121	13	14	13	21	10
平成10年	164	55	31	78	614	339	96	15	10	8	15	20
平成12年	146	46	21	79	519	318	86	8	7	6	27	12
平成20年	73	37	14	22	229	180	17	11	11	2	20	12
平成26年	70	43	6	21	155	117	17	9	10	2	20	12
令和2年	60	43	0	17	129	115	26	1	4	1	15	13

表 2-3 農用地面積の推移

区分	農用地総面積	田	畑			樹園地
			総面積	普通畑	牧草専用地	
平成元年	1,100 ^{ha}	126 ^{ha}	974 ^{ha}	61 ^{ha}	913 ^{ha}	— ^{ha}
平成5年	899	106	791	64	727	2
平成11年	1,094	82	1,010	133	877	2
平成15年	1,076	98	978	24	954	—
平成20年	1,003	23	980	11	969	—
平成26年	833	23	810	18	792	—
令和2年	730	23	707	19	688	—

表 2-4 主要家畜頭数の推移

区分	乳用牛		肉用牛		軽種馬		豚		めん羊	
	飼育戸数	頭数	飼育戸数	頭数	飼育戸数	頭数	飼育戸数	頭数	飼育戸数	頭数
平成元年	3 ^戸	140 ^頭	10 ^戸	560 ^頭	50 ^戸	620 ^頭	2 ^戸	30 ^頭	— ^戸	— ^頭
平成5年	4	150	3	610	52	910	—	—	—	—
平成10年	3	160	2	460	48	610	—	—	—	—
平成15年	3	170	1	460	44	513	—	—	—	—
平成20年	3	141	4	231	35	411	—	—	—	—
平成26年	3	125	4	141	24	330	—	—	—	—
令和2年	3	120	4	164	24	330	1	23	1	12

[軽種馬]

軽種馬については、生産農家や生産頭数が減少傾向にあるが、本町の産業として現在も重要な位置・役割を果たしており、需要動向に即した生産馬の確保が必要となり、経営の改善が求められている。

[水稲・畑作等]

水稲、園芸作物については、田代地域を中心に面積が集約されている。

水稲生産については、国内での米消費量の減少や価格が低下傾向にあるが、今後も本町の農業、地域経済を支える重要な基盤となるよう推進を図っていく必要がある。

野菜について、農業所得の安定化を図るため、水稲などとの複合経営作物として導入した「いちご」は夏期冷涼・冬期温暖な気候を生かし、現在は施設野菜の生産拡大と産地形成化が本格的になり、重要な基幹作物へと成長している。選果体制の整備や広域流通出荷の体制強化など、ひだか東農業協同組合と今後も連携を図り、

進めていくことが必要となっている。

飼料用作物については連作により低生産性草地が多いことから、草地の更新や家畜ふん尿を堆肥化し採草放牧地に対して有効活用を行い、土壌改良をすることが求められている。また、採草地や放牧地において雑草の侵入被害の増加や鹿による食害が近年増加し、飼料用作物の生産収量が減少しているため、補助金等により支援を行い、草地更新を推進していく。

[畜産]

乳用牛については、飼養管理技術の向上・乳質改善により1頭あたりの生産乳量は増加傾向にあるが、農家戸数、飼養頭数の減少により生産乳量、生産額が減少傾向にある。今後も生乳の需要拡大は望めず、乳量生産の規制もあるため、需要動向に適応した適正規模による経営の合理化を図る必要がある。

肉用牛は、新富地区の肉用種業者が特徴のある一貫経営を行っており、農業支援事業などの実施により規模拡大、経営安定が図られているが、今後の社会情勢の変化を注視していくことが求められている。

② 林業

本町の森林面積は町全体の92%を占める33,364haで、その構成は、道有林が62%、町有林が11%、私有林が27%であり、道有林については日高管内で最も広い面積を有している。

一般民有林（町有林と私有林）12,818haのうち、人工林は3,299ha（26%）、天然林は9,359ha（73%）、無立木地は160ha（1%）となっており、人工林の樹種別の構成はトドマツ、カラマツ類が大半を占めており、50年以上の主伐期を迎える林分が大半となっている。

本町の林業は、重要な基幹産業としての役割を担っているが、木材価格の低迷と輸入材の増加の影響等により、経済的な産業から「山づくり」という環境保全面を重視し、地球温暖化防止に貢献するといった環境的産業へと変わりつつある。

また、ここ数年のエゾシカ生息数の急増は、生息地である森林地帯の樹木への「角こすり」や食害による被害の増大を招き、大きな問題となっている。

今後とも、環境保全としての役割も含めた林業を持続的に維持して行くためには、担い手の育成と労働力の確保をはじめ、児童生徒や住民に対し、木との触れ合いを通じた「木育」を推進し、林業への理解を深める活動が必要となる。

また、未整備森林となりがちな、不在村所有者への啓発活動と伐採後の放置森林の解消への働きかけを町と森林組合等が一体となって取り組み、本町の森林資源を将来へ引き継ぐための活動を推進する必要がある。

表3 森林面積の推移

区 分	平成元年	平成4年	平成10年	平成16年	平成20年	平成26年	令和2年
森林面積	33,389ha	33,384ha	33,358ha	33,373ha	33,379ha	33,381ha	33,364ha
人工林面積	4,641ha	4,678ha	4,789ha	4,844ha	4,992ha	5,022ha	5,008ha
蓄 積	3,567 千m ³	3,628 千m ³	3,908 千m ³	3,475 千m ³	4,478 千m ³	4,856 千m ³	5,234 千m ³

③ 水産業

水産業の現状は、地球温暖化に伴う海水温の変化の影響を受け、主要水産物（秋サケ・スケトウダラ・スルメイカ・昆布・ウニ等）の生産量の減少や、漁業資材の高騰、消費低迷による魚価安等により、漁業経営が厳しさを増す状況にあるため、新たな魚種への方向転換や、付加価値向上による他地域との差別化が求められている。

また、少子高齢化に伴う漁家経営数の減少により、漁業担い手である新規就業者及び後継者の確保・育成が急務となっている。

漁業基盤である漁港及び漁場整備について、老朽化する付帯整備の改修や藻場の保全等を維持するため、関係機関との連携が必要となる。

漁業協同組合については、漁村の活性化と地域の中核的役割を担う役割を持ち、今後とも緊密な連携を図り、本町の水産業及び地域振興を進めていく必要がある。

表4 水産業主要生産高

		合 計	魚 類	貝 類	水産動物	海藻類
平成元年	t	15,399	11,711	705	1,983	970
	万円	519,357	331,360	32,350	48,867	106,780
平成5年	t	17,684	11,488	448	4,607	1,141
	万円	413,924	196,583	32,801	60,479	124,061
平成11年	t	8,607	5,944	494	1,666	503
	万円	254,186	81,105	51,007	38,408	83,666
平成14年	t	8,358	5,840	530	1,191	797
	万円	267,076	90,149	48,190	40,235	88,502
平成21年	t	10,149	6,450	361	2,828	510
	万円	239,080	78,565	26,746	66,616	67,153
平成26年	t	9,141	7,388	283	1,025	445
	万円	260,906	116,881	27,156	55,134	61,735
令和2年	t	8,871	7,691	175	448	448
	万円	242,969	104,962	22,379	37,398	78,230

④ 地場産業

地場産業は、地域経済の活性化や雇用の創出に大きな影響を与え、かつ住民の所得向上に大きな役割を果たしてきた。

しかし、大手鉄鋼関連企業を除き、そのほとんどが中小企業であり、総じて規模は小さく経営基盤も脆弱となっているため、今後も「様似町産業振興対策補助条例」等の支援策や貸付制度を充実し、人材の育成、確保対策を推進し、経営体質の改善強化を図り、本町の経済と雇用の場として大きな役割を果たしていく必要がある。

⑤ 商業

本町の商業は、飲食店や一般小売業を中心として構成されており、そのほとんどが家族経営や小規模商店となっている。

商業は町民生活を維持するために欠かせないもので、雇用の創出や経済の活性化など大きな役割を担っているが、町内消費人口の減少やインターネット販売、宅配サービスの普及などによる売り上げの停滞が町内商店の経営を悪化させ、不透明な先行きもあり後継者不足も現れてきている。

また、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症の影響により、ライフスタイルの見直しを余儀なくされており、先行きが見えてこない状況のなか、商工会が中心となって町内消費を喚起するためのクーポン券やスタンプラリーなどの事業を展開し、新たな活力を模索している。

今後とも商工会が策定した「経営発展支援計画」に基づき、経営者の積極的な商業活動の展開、消費者ニーズ・購買行動の変化に対応した経営の近代化、合理化による経済基盤の充実を図る必要がある。

表5 商業（商店数、従業者数、年間販売額）の推移

区分	平成3年			平成14年			平成19年			平成24年			平成28年			
	商店数	従業者数	販売額	商店数	従業者数	販売額	商店数	従業者数	販売額	商店数	従業者数	販売額	商店数	従業者数	販売額	
卸売業	15	70	350,214	11	72	303,579	11	91	181,574	6	60	93,800	8	37	131,500	
小売業	109	417	731,857	70	350	536,996	70	284	417,042	47	269	310,200	47	226	372,900	
内訳	衣料品小売業	17	51	71,451	10	26	24,523	7	24	23,220	6	15	6,800	7	15	7,800
	飲食料品小売業	41	167	287,226	33	161	201,607	25	98	111,974	9	87	117,500	12	93	138,500
	自動車自転車小売業	7	21	46,157	5	15	34,237	4	12	19,138	3	6	2,800	3	5	6,800
	家具建具什器小売業	13	43	66,777	6	19	28,406	11	27	22,277	10	27	42,300	5	16	25,200
	その他の小売業	31	135	260,246	26	129	248,223	23	123	240,433	19	86	140,800	20	97	194,600
合計	124	487	1,082,071	81	422	840,575	81	375	598,616	53	243	404,000	55	263	504,400	

⑥ 観光またはレクリエーション

本町の観光振興は「アポイ岳ユネスコ世界ジオパーク」をツールとして推進しており、関連施設やジオサイトの整備、ガイド養成やジオツアーの企画・催行、日本ジオパーク全国大会を誘致するなど、一定の成果は見られている。しかし、ジオパークの認知度は全国的に徐々に高まっているとはいえ、観光の目玉となり得る状態ではなく、また、町民にジオパーク活動が浸透しきれていないこともあり、観光振興の推進体制を強化するための人材確保・育成、拠点施設の整備を図りながら、町内に経済効果を十分に波及させる取り組みが必要となる。

今後の観光形態がどう変化するか不透明だが、観光ニーズを的確に把握するとともに、関係人口（様似ファン）を増やしていくことが重要であり、観光客として来てもらい、リピーターとなってもらうため、食と産業を絡めたツアーや観光スポットなどの情報発信、特産品・土産品などの商品開発と提供方法の工夫を通して集客の拡大を図ることが必要となっている。

また、多彩な観光客ニーズに応えていくため、現在取り組んでいる広域連携によるインバウンド誘致や「とんがりロード」での体験ツアープログラムの開発、浦河町、様似町、えりも町の3町で取り組んでいる「日高王国」など、教育観光の受入れなどにも引き続き積極的に対応していくとともに、将来的な日高山脈襟裳国定公園の国立公園化を見据えて、周辺町と連携したプログラム作りを行う必要がある。

(2) その対策

数 値 目 標	目 標 値 (K P I) ※総合戦略より
一人当たり町民所得	2, 9 2 9 千円 (1 0 % 増)
事業者数	3 4 0 事業者
交流人口 (主要観光施設・アポイ岳登山者及び宿泊者)	4 9 , 0 0 0 人

① 農 業

(a) 鳥獣被害防止対策計画を推進するため、各種補助事業等を活用し被害の減少化を図る。有畜農家と連携し、堆きゅう肥を投入した土づくりを進め、肥料コストの低減や減農薬栽培を促進する。また、家畜排せつ物の適正な処理を行い、ほ場副産物や家畜ふん尿を有効活用し、貴重な有機物資源としての利用を促進する。

(b) 軽種馬については、各種関係機関や農業団体と連携を図り、生産者の意識改革を促し、経営システムの導入による経営分析や生産牧場のグループ化を推進し、経営体質の強化と安定化、コスト低減を図る。

不採算馬の淘汰による繁殖牝馬の資質向上の促進、生産段階での初期調教施設の充実と有効活用の促進を行い、生産馬の付加価値を高め経営の安定を図るとと

もに、地域経済と基幹産業を守るため「ホッカイドウ競馬」の維持発展を促進する。

- (c) 旧水田の高度利用化を進めるため、生産性の高い転作営農やほ場整備と団地化を促進し、コストの削減と生産効率の向上を図るとともに、環境保全型農業や特別栽培への取り組みを推進し、品質向上・付加価値を付けた販売額の向上を図る。また、転作地及び周辺草地を中心とした排水不良の改善を行い、生産収量の向上と良質な牧草生産を促進する。また、夏秋取りいちごのブランド化を進めるため、栽培技術の向上と品質管理に努め、施設の整備充実を図る。
- (d) 農業支援事業（様似町地域振興作物等奨励事業、道営中山間事業等）や優駿サポート（草地新規更新農作業受委託組織）を活用した新規草地更新の促進を図る。
- (e) 畜産においては、生乳需給事情に配慮した計画的生産に取り組み、飼養管理技術の向上と乳質改善に努め、安全・安心で良質な生乳生産を促進する。また、酪農ヘルパー事業の有効活用を行い、生産効率の向上と合理化を図る。
- (h) 生産コストの削減を図るため、町有牧野の有効活用の促進、乳牛能力検定による淘汰の実施や優良雌牛の確保を行い、経営の合理化を促進、優良繁殖牛の増頭及び資質向上や肥育一貫体制への取り組みと経営規模拡大を促進する。
また、「グリーンサポートひだか東」との連携を図り、技術指導や各種研修会の開催を促進する。
- (g) 新規就農者や担い手を確保するため、各種補助金等の継続や制度の整備とさらなる充実を行い、農家人口の減少への対応や、高齢化への対策を図る。

② 林業

- (a) 町森林整備計画をもとに、森林の持つ多面的機能と地域の特性に応じた森林資源の持続化を図るため、新植や保育・間伐などの各種施業（整備作業）を進める。
- (b) 鳥獣被害対策計画を推進するため、各種の補助事業を活用し被害の減少化を図り、森林資源の持つ魅力や役割を「木育」を通じた学習活動等へ情報発信する。
- (c) 森林組合や関係事業所等における従事者の安定的雇用の推進を図る。
- (d) 不在村森林所有者等による未整備森林や伐採後の放置森林等の解消のため、啓発活動や森林環境譲与税等活用し、自ら経営管理を行うことが難しい森林所有者から、意欲と能力のある林業経営者へ、町が仲介役となって経営管理の委託を行い、森林の経営管理の集積・集約化を進める。
- (e) 後継者、担い手の確保・育成に努める。

③ 水産業

- (a) 関連産業と連携し、様似産水産物の供給拡大及び地産地消の推進に努める。
- (b) 「日高地域コンブ生産安定対策会議」を通して関係機関と連携を図りながら、コンブの生産力向上及び収入安定対策等の取り組みを推進する。

- (c) 漁業協同組合が実施する計画的な栽培漁業（マツカワ・マナマコ・ハタハタ等）による資源増殖に対し、関係機関と連携し推進する。
- (d) 漁業担い手の育成・確保について、漁業協同組合と連携し、受入体制の整備や漁業経営に必要な技術・資格・施設整備に対し支援を行う。
また、生産の拠点となる漁港の整備について、地元漁業者の要望を生かした整備を計画的に進められるよう関係機関に要望するとともに、漁場環境保全について、漁業者が実施する昆布の繁茂を阻害する雑海藻の駆除やヒトデ駆除、未利用海域での漁場造成に対し、支援する。
- (e) 漁協協同組合との密接な連携により町の水産業振興を図る。

④ 地場産業

- (a) 既存工業の経営の合理化等の促進、育成に努めるとともに、長期低利資金の確保により経営体質の改善、強化を図る。
- (b) 販路開拓、拡大及び販売促進に対して積極的な支援を図る。
- (c) 新規企業の誘致促進のための条件整備と情報の収集に努める。

⑤ 商業

- (a) 町外に流出する購買力を食い止めるための事業を実施するとともに、経済の町内循環と町外からの外貨獲得のための制度等の検討を進め、構築を目指す。
- (b) 商工会が策定した「経営発展支援計画」に基づき、経営者の積極的な商業活動の展開、消費者ニーズ・購買行動の変化に対応した経営の近代化、合理化による経済基盤の充実を支援する。
- (c) 商業者が安心して経営できるように、運転資金や設備投資資金に対する利子補給などの適切な融資制度の見直しを図るとともに、後継者確保策について総合的に商工会等と検討を重ね、経営基盤の安定を図る。
- (d) 一次産業と観光産業などとの複合的な産業振興を推進し、「地産地消」による地域活性化を図り、商店街のイベントやネット販売など地場製品の消費拡大を図る。

⑥ 観光又はレクリエーション

- (a) 観光振興の充実は「稼ぐまち」として持続可能なまちづくりの重要ポイントであることから、観光協会やジオパーク推進協議会、商工会をはじめ、一次産業者とも連携し、観光産業を推進する体制を整備する。
- (b) 関係人口や販路拡大を図るため、特産品や特産物を生かした商品開発やそれらを提供する拠点施設を整備し、民間事業者等と連携した情報提供やイベントの開催・参加などのPR活動を推進する。

- (c) 「とんがりロード」や「日高王国」などの近隣町との広域連携による観光客誘致活動等に積極的に参画し、本町の役割を認識しながら観光産業として成り立つ地域づくりに取り組む。
- (d) 加工客のニーズをとらえ、的確な施設整備を推進する。

(3) 計 画

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1)基盤整備 農 業	3 農作物鳥獣被害防止対策事業 侵入防止柵等整備	協議会	
		4 ハウス施設等整備工事 いちごハウス等整備	町	
		5 中山間総合整備事業	町	
	林 業	6 町有林整備事業 新植、下刈、除間伐 森林保険 等	町	
		7 豊かな森づくり推進事業	森林組合	
		8 林道維持補修事業	町	
		9 林道開設工事	町	
	水 産 業	10 水産基盤整備事業 (水域環境保全事業)	漁協	
		11 水産多面的機能発揮対策事業	漁協	
		12 沿岸漁場保全事業 平宇地区投石、雑海藻駆除	漁協	
		(3)経営近代化施設	13 水産業振興構造改善事業 昆布加工施設整備 購買店舗施設整備	漁協
	14 水産業強化支援事業 上架施設整備事業		漁協	
	15 水産基盤整備事業 製氷施設整備 トラックスケール整備		漁協	
	(9)観光又はレクリエーション	16 アポイ山荘大規模改修事業	町	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	17 地域振興作物等奨励事業 内容：振興作物の苗や種子購入費、永年草地更新に係る経費等の支援を行う。 必要性：農業振興を図るため、経営の安定化が必要である。 効果：農業経営が安定化され、地場産品・特産品の生産による経済の活性化が期待できる。	町	
		18 漁業担い手支援事業 内容：漁業への新規参入者及び後継者への研修や資格取得、施設整備等の支援を行う。 必要性：漁業就業者の減少や高齢化から、担い手を確保・育成することが必要である。 効果：次世代を担う漁業後継者を育成し、水産業の振興が期待できる。	町	
	観光	19 アポイ山荘維持補修事業 内容：アポイ山荘の機能維持を図るため必要な修繕を行う。 必要性：当町の観光行政の推進にあたっては、アポイ山荘の円滑な稼働が不可欠である 効果：キャンプ場利用者やアポイ登山客への日帰り入浴、町外観光者への宿泊サービスを継続して提供することにより地域活性化が図られる。	町	
	(11) その他	20 素牛貸付事業 肉用牛	町	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
様似町全域	製造業、旅館業、農林 水産物販売業、情報サービス業等	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)対策、(3)計画のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では第 9 次様似町総合計画及び様似町公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、公共施設等総合管理計画で定めた産業系施設及び観光施設の方針に基づき施策を展開する。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

近年の情報通信分野の発達は著しく、本町でも平成 22 年から多くの地域で光ファイバーサービスが開始されたこともあり、インターネット利用者が増加しているが、一部地域では現在も未提供エリアとなっている。また、テレビの地上デジタル放送が開始され、衛星放送や衛星通信の高度化も進み、生活に欠かせないものとなりつつある。一方、電話や郵便、ラジオなど従来からのメディアの果たす役割も生活の利便性を補う手段として欠かせない役割を担っている。

電話は、ほとんどの世帯に固定電話若しくは携帯電話が普及しており、携帯電話不通エリアも少しずつ解消されているが、山間部の一部にはまだ不通エリアとなっている地域がある。

テレビについては、平成 23 年の地上波完全デジタル化移行に合わせ、中継放送局の更新をおこなった。今後は、難視聴地域の共聴施設等の整備、施設の維持管理を行っていく必要がある。

また、防災行政無線放送施設についても、平成 22 年度にデジタル化を行ったが、災害時に的確な通信を行い、住民生活の安全確保を図るためにも、依然として「聞こえづらい」地域への屋外子局の増設、高齢者世帯への戸別受信機の整備が必要な状況にある。

(2) その対策

数 値 目 標	目標値 (K P I) ※総合計画より
希望する世帯への光サービス提供率	1 0 0 %

- (a) 共聴施設等設置に対する支援を行うとともに、中継局の安定運用のため改修を行う。
- (b) 携帯電話の利用エリアの拡大を図るため関係機関への要請に努める。
- (c) 防災行政無線放送施設による災害時の通信を的確に行い、住民生活の安全確保に努めるとともに、「聞こえづらい」地域や高齢者世帯への施設整備を推進する。

(3) 計 画

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
3 地域における 情報化	(1)電気通信施設 等情報化のための 施設 テレビ放送中 継施設 テレビジョン 放送等難視聴 解消のための 施設 その他	2 1 テレビ中継局維持管理事業	町	
		2 2 テレビ共同受信施設大規模改修	町 NHK	
		2 3 高度無線環境整備推進事業	NTT 東日本	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では第9次様似町総合計画及び様似町公共施設等総合管理計画で定めた行政施設の方針に基づき施策を展開する

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

表6 令和2年度道路状況

区分	路線数	道路延長	改良		舗装	
			延長	改良率	延長	改良率
国道	1	20.7km	20.7km	100.0%	20.7km	100.0%
道道	2	13.6km	13.6km	98.8%	13.6km	98.8%
町道	274	166.8km	101.8km	61.0%	97.5km	58.4%

本町の町道は、一般国道 336 号、道道 2 路線と相互に連絡し、生活道路として各地域を結び日常生活や産業活動に大きく貢献しており、地域社会の生活基盤を支えるうえで最も重要な役割を果たしている。

路線は 274 あり、市街地形成地域においては舗装率がほぼ 100%となっているものの、全路線の比率では 58.4%と低い状況となっている。また、これまで道路の路面・排水施設等の維持補修に努めてきたが、改善を必要とする路線も数多くあり、今後も引き続き整備が求められる。

国道 336 号の平宇～旭間は、海岸線沿いに集落を形成する一方、がけ地を背後にすることから、トンネル整備や法面・越波対策が講じられているが、高潮や岩盤崩落などの自然災害が危惧される個所が残されており、引き続き防災工事を行う必要がある。

以前から冬期間の危険性が指摘されている塩釜トンネルについては、一部対策が講じられているが、依然として交通事故が発生しているため、早急に抜本的な安全対策が求められている。

道道は 2 路線で、様似港線、新富様似停車場線とも改良率・舗装率が 100.0%となっている。

交通環境については、JR 北海道の日高線が、災害により復旧の見込みが立たないことから、JR 北海道と廃線合意となり、本町の公共交通は転換バスと路線バスが担っている。路線バスはジェイ・アール北海道バスが本町にある営業所を拠点に、浦河方面とえりも方面に運行しており、同社は札幌へ向けての都市間バスも運行している。

人口減少や車社会への変革により、公共交通の利用者は減少し、本町を含めた日高管内各町の公共交通の将来は非常に厳しい状況となっており、人口減のなかでも効率的かつ効果的に交通体系を維持していけるよう、持続可能な地域公共交通が求められている。さらには、町内の路線バスを維持しつつ、路線バスの運行していない交通空白地帯への支援も必要となっている。

(2) その対策

数 値 目 標	目 標 値 (K P I) ※総合計画より
公共交通数	都市間バス 1 路線維持
	路線バス 1 路線維持

- (a) 国道及び道道については、幹線道路として災害に強く安全で快適な道路網の整備を関係機関に要望する。また、災害発生時における国道336号の通行止めに備え、国及び北海道、近隣町と連携を図りながら緊急時における地域間を結ぶ避難路線・代替え路線の確保に努める。
- (b) 一般国道336号の塩釜トンネルの抜本的安全対策や歩道未設置区間の整備について関係機関へ要請する。
- (c) 町道については、日常生活の利便性や快適性の確保と点検・補修など計画的な維持管理に努める。
- (d) 産業発展の基盤となる林道の整備を図る。
- (e) 「地域公共交通計画」を策定し、近隣町を結ぶ公共交通の維持を支援し、将来にわたって“住民の足”を確保することを目指す。
- (f) 高齢化社会や交通空白地帯に対応するための「コミュニティバス」や「乗合タクシー」などについて、各種補助や支援制度を含めた本町にあった交通サービスの提供を目指す。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 橋りょう	24 橋梁保全対策事業 橋梁点検、長寿命化計画策定、 橋梁修繕	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では第9次様似町総合計画及び様似町公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、公共施設等総合管理計画で定めた道路の方針に基づき、施策を展開する。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 生活環境

本町の水道普及率は、令和2年度末現在、99.1%で全道の98.1%を上回っており、地域住民に安定した給水を続けている。しかし、時間の経過とともに、浄水場施設の老朽化や配水管の耐用年数到達が進み、給水人口の減少等による収益減少が見込まれるなかで、水道事業を将来に向けて持続していくため、施設の維持管理や経営の安定化を図る必要がある。

下水道は、平成11年3月31日に一部供用開始し、現在は市街部地域の整備はほぼ終了している。今後は、水洗化率の向上と下水道計画区域外となっている地域への浄化槽の整備を推進していく必要がある。

ごみ処理施設については、生活環境の保全を図るため、ダイオキシン類対策などに対応した施設を平成8年度に整備しており、引き続き適切な修繕を実施し、安全な運営、管理を図っていく必要がある。

し尿処理施設については、日高東部衛生組合で広域的に処理しているが、施設が老朽化しているため東部3町でMICS事業（汚水処理施設協働整備事業）方式により、令和4年に供用開始を目指して事業が進められている。

また、町内には老朽公共施設があるため、安全確保のため解体や用地の活用を検討する必要がある。建設当時から比較すると人口減少と少子高齢化が進んでおり、持続可能な行政運営のためには各施設のあり方について、見直しは避けられない状況にある。

② 消防施設、救急体制

本町と浦河町、えりも町の3町で日高東部消防組合を組織し、浦河町に本部を置き広域的な運営を行っている。

近年の災害は大規模・複雑化・多様化の傾向を呈しており、それらの災害に対応するため消防施設、消防水利の整備充実を進めるなど、消防体制を強化していく必要がある。

さらに、救急業務体制については、傷病者の救命率の向上を目的として、高度な応急処置の実施や迅速な搬送体制などの確立を図る必要がある。

表7 消防力の現況（令和2年度）

消防ポンプ車等		消防支署		消防無線	
指 令 車	1台	消防支署	1ヵ所	基地局（固定局）無線装置	1式
水槽付ポンプ車	2台	消防職員	18人	移動局無線機	18機
普通ポンプ車	2台	消防団	1団	水利	
小型動力ポンプ付積載車	3台	分 団	5団	防火水槽	75基
小型動力ポンプ	1台	団 員	86人	消 火 栓	81基
高規格救急自動車	2台				
作 業 車	1台				

③ 公営住宅

人口の減少や高齢化社会の到来など、社会構造の転換期を迎えているなかで、居住環境へのニーズが多様化している。

公営住宅は、子育て世帯・高齢者世帯等のセーフティーネットを担っているものの、全体的に老朽化し、狭隘な住宅が多く存在しており、改修時期を迎える住宅を含め、集約化を念頭に計画的な整備が求められている。今後は、社会情勢の変化や少子高齢化の進展などを視野に入れた住宅需要の把握に努め、良質で快適な住環境の確保と供給を行うとともに、公営住宅の維持管理に要する経費の削減が必要となっている。

④ 防災

防災体制については、近年、気候変動による豪雨など全国各地で大規模な自然災害が頻発しているほか、日本海溝及び千島海溝を震源とする大規模地震やそれに伴う津波などの危険性もひっ迫しているとされる。

(2) その対策

① 生活環境

数 値 目 標	目標値 (K P I) ※総合計画より
一人一日当たり一般廃棄物排出量	8 1 0 g
一般廃棄物総排出量	8 8 7 t
リサイクル率	3 0 %
消防団員数	8 5 人
浄化槽設置整備事業補助金交付数	年間 5人槽2基 6～7人槽2基

- (a) 上水道に係る修繕や更新は、施設や設備の耐用年数・機能劣化の状況を見ながら適切に行い、安定的な給水を図るとともに、コスト削減などにより、経営改善を図る。
- (b) 将来にわたり持続可能な下水道事業を目指し、経営の健全化に向けた取り組みを推進する。また、下水道施設の老朽化対策・計画的な改築・更新を実施する。
- (c) 一般廃棄物の排出抑制を推進するとともに、クリーンセンターで適正処理を行うための施設機能の維持向上を図り、環境に負荷をかけない処理体制を確立することにより、快適な生活環境づくりを推進する。
- (d) 墓地の公衆衛生環境の向上及びより使用しやすい環境の整備に努める。
- (e) 公共下水道区域外における合併処理浄化槽の設置を促進し、住民の快適で衛生的な生活を確保するとともに、し尿処理については MICS 事業方式での処理を進め、より効率的で効果的な事業運営を推進する。

- (f) 公共施設のあり方を見直し、新しい活用や統廃合などを進める。
- (g) 集落の快適な生活環境を図るため、浄化槽の設置を推進する。

② 消防施設、救急体制

- (a) 災害時の拠点として対応するため新庁舎の移転建築を進め、町民が安心して暮らすことができるまちづくりを推進するとともに、老朽化した消防車両、救助資機材等を更新する。
- (b) 老朽化した高規格救急車と資器材の更新を図り、現在の高規格救急車を予備救急車に配置転換することで、多様化する救急要請に対応できるようにする。
- (c) 傷病者の救命率の向上のため、救急救命士・救急隊員の教育の充実、町民への応急処置の普及を図る。

③ 公営住宅

「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、需要にあわせた計画的な整備を進め、良質で快適な住環境の確保と供給に努める。

④ 防災

防災体制においては、住民のさらなる防災意識の向上や自主防災組織・情報伝達体制の充実、避難場所の整備及び備蓄体制の強化を図っていく必要がある。

(3) 計 画

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1)水道施設 上水道	25 上水道導水管・配水管更新 実施設計委託 導水管・配水管更新工事	町	
		26 栄町浄水場設備更新 施設機能増設実施設計 浄水処理設備新設工事 ほか	町	
	(2)下水処理施設 公共下水道 その他	27 特定環境保全公共下水道事業 下水終末処理場改築・更新工事 管渠布設・公共樹設置	町	
		28 浄化槽設置整備事業 5人槽 12基 7人槽 12基	町	
		29 汚水処理施設整備事業 (MICS) 汚水処理施設整備	日高東部 衛生組合	
	(3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設	30 最終処分場確保	町	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(3)廃棄物処理施設 し尿処理施設	3 1 し尿処理施設整備事業	町（日高東部衛生組合）	
	(4)火葬場	3 2 葬斎場整備事業	町	
	(5)消防施設	3 3 消防ポンプ自動車 1台	日高東部 消防組合	
		3 4 水槽付消防ポンプ自動車 1台	日高東部 消防組合	
		3 5 指令車 1台	日高東部 消防組合	
		3 6 作業車 1台	日高東部 消防組合	
		3 7 高規格救急車 1台	日高東部 消防組合	
		3 8 消防施設整備事業 庁舎の新設、 基本設計、実施設計	日高東部 消防組合	
		3 9 救助資機材更新	日高東部 消防組合	
	(6)公営住宅	4 0 栄町団地建替 8棟16戸	町	
		4 1 旭団地建替 2棟4戸	町	
		4 2 公営住宅長寿命化型改善事業 大通、錦町、港町	町	
	(7)過疎地域持続的発展特別事業 生活	4 3 クリーンセンター機能維持対策事業 内容：クリーンセンターの円滑な稼働を図るため、必要な修繕を行う。 必要性：廃棄物を適正に処理していくためには、クリーンセンターの円滑な稼働が必要である。 効果：町内の廃棄物が適正に処理され、自然環境保全や生活環境の保全が図られる。	町	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業 危険施設撤去	4 4 老朽公共施設解体事業 内容：老朽化した公共施設の解体を行うもの。 必要性：老朽公共施設は異常気象時には周辺を通行する方に危害を与えてしまう恐れがあり、周辺住民の安全を確保するため撤去が必要である。 効果：周辺住民の安全が確保されるとともに、解体後の用地を活用し、地域活性化を図ることが出来る。	町	
	防災・防犯	4 5 空き家対策事業 内容：「特定空家」の解体・撤去を行う。 必要性： 放置された空き家は周辺の住宅や通行人等に被害を及ぼす可能性があり、住民の安全の確保ため撤去が必要である。 効果：周辺住民や通行人等の安全を確保できるとともに、景観の保全効果も期待できる。	町	
		4 6 防災備蓄倉庫整備事業 内容：現在防災備蓄がない指定緊急避難場所の一部に防災備蓄倉庫を整備し、津波災害時に避難者の孤立等が起こった場合にも対応できるよう準備するもの。 必要性：町民が安心して避難することができるよう、生活必要物資の倉庫を整備する必要がある。 効果：自立防災組織の負担軽減や迅速な防災体制の整備につながることを期待できる。	町	
	その他	4 7 住環境整備事業 住宅新築リフォーム補助 内容：町内建設業者が施工する一般住宅の新築及び増改築に補助を行う。 必要性：町民が安心して快適に暮らすための住環境の向上、また町内産業の活性化を図ることが必要である。 効果：住環境の整備を行うことにより、町民の満足度向上、さらには人口増加を図ることができる。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では第 9 次様似町第総合計画及び様似町公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、公共施設等総合管理計画で定めた行政施設及びインフラ施設等の方針に基づき、施策を展開する。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 子育て支援

本町では、令和2年度に「様似町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、総合的な子育て支援を推進しているが、子どもの人数は減少傾向であり、また、少子化や核家族化、地域での人とのつながりの希薄化、就業形態の変化などさまざまな要因により、育児の孤立化や悩みをもつ家庭も増えており、安心して子どもを出産し、子育てができる支援対策が求められている。また、保護者の交流の場として子育てサロンの実施や、出産や育児に不安を抱える子育て世帯に対して、乳幼児健診や新生児訪問の際に保健師が同行し、子育て支援センター案内や「子育てガイド」を配布し、子育てが孤立しないよう配慮し、子育てに喜びや生きがいを感じることができるよう、情報提供や状況に応じた助言を行っている。

さらに、誕生月に合わせて特産品等を贈呈するハッピー☆バースデー1♡2♡3 事業などの郷土愛を育む取り組みや、町広報誌や町のホームページに毎月掲載する子育てだよりを通じて、子育て支援事業の情報発信をしている。

学童保育の取り組みとして、保護者の就労による小学校3年生以下の児童を対象とした「放課後児童クラブ」と、保護者就労に関係なく利用できる小学校4年生以上を対象とした「放課後子ども教室」を併設して、放課後児童施設「ひまわり」内で開設しているが、近年、保護者の共働き家庭やひとり親家庭の増加もあって、年々利用児童数も増えており、利用人数に見合った指導員体制の確保が町内の働き手の不足により難しい状況になっている。

① 高齢者の保健・福祉

本町では、急速に高齢化が進行し、介護を必要とする高齢者などが増加しているが、核家族化や過疎化などに伴い、家庭や地域における援助機能も低下してきている。

また、人々の価値観の変化などにより、生活に対するニーズも複雑、多様化しており、求められるサービスの分野も保健・医療・福祉をはじめ広範囲にわたっている。

このため、平成11年度に「様似町保健福祉センター」を建設し、保健と福祉が連携し、介護保険制度導入などに伴う、介護給付サービスや介護予防対策の充実を図っている。

さらに、高齢者の生きがいづくりのため、老人クラブや高齢者事業団の活動などの活性化を図り、社会参加の促進や雇用機会の確保を図る必要がある。

② その他の保健・福祉

保育環境の改善や子育ての負担の軽減と女性の社会進出の促進を図るため、本町では平成8年に町内の保育所を一か所に統合するとともに、隣地に公立幼稚園を整備し『認定こども園』として事業を推進している。

また、心身障害者の数は、横ばい傾向にあるが、高齢化の進行に伴い障害となる人の割合は増加傾向にある。

このため、障害者が地域で自立した生活が送られるようノーマライゼーションの理念の定着と、その環境づくりを図る必要がある。

さらに、健康づくりに対するニーズがますます増大、多様化しているが、自分の健康は自分で守るという考え方を基本に、健康増進のための環境づくりと生涯にわたる健康づくり運動を促進する必要がある。

(2) その対策

数 値 目 標	目標値 (K P I) ※総合計画・総合戦略より
合計特殊出生率	1.68以上
特定健診受診率	60%以上
後期高齢者健診受診率	15%以上
各種がん検診受診率	50%以上

① 高齢者の保健・福祉

- (a) 「様似町保健福祉センター」をはじめ、様似町社会福祉協議会や、町内外の福祉施設と連携した施設介護及び訪問介護や日帰り介護などの在宅介護の充実を図る。
- (b) 介護保険以外の在宅サービスとなる移送サービス、給食サービス、家族介護手当などを充実し、在宅福祉の向上を図る。
- (c) 老人クラブや高齢者事業団の活動や生きがいデイサービス、生きがいホームヘルパー事業を通し、生きがい対策を推進する。
- (d) 移動入浴車を整備し、サービスが必要な方の利便性向上を図る。

② その他の保健・福祉

- (a) 児童が心身ともに健全に成長するための環境整備や多様化する保育需要に対応する保育内容の充実を図る。
- (b) 障害者が地域で自立した生活が送られるよう、地域生活での基盤整備をはじめ、相談体制の充実など総合的な推進体制の整備を図る。

- (c) 健康管理情報システムの導入による、住民データに基づいた健康づくり体制の確立を図る。
- (d) 子どもが健やかに生まれ育つことができる環境づくりを図るため、関係機関との連携を密にし、母子保健を積極的に推進する。
- (e) 生活習慣病の予防のため、成人保健活動の充実を図る。

(3) 計 画

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	48 幼児センター改修事業 内容：保育園、幼稚園の施設維持を図るため必要な改修を実施する。 必要性：当町の良好な保育環境を保つためには幼児センターの円滑な稼働が不可欠である。 効果：適正な施設の維持管理により、子育ての負担軽減と女性の社会進出が促進され、地域活性化が図られる。	町	
		49 インフルエンザ予防接種事業 内容：18歳以下及び65歳以上についての予防接種助成を行う。 必要性：高齢者及び子どもが心身ともに健全に過ごすために感染症対策が必要である。 効果：予防接種助成と勧奨を積極的に行うことで接種率が向上され、健康で快適な生活を送ることができる。	町	
	高齢者・障害者福祉	50 アポイ山荘老人等入浴料助成事業 内容：高齢者及び障害者手帳等の交付者について、アポイ山荘での入浴助成を行う。 必要性：町内唯一の入浴施設であるアポイ山荘での入浴券を交付することで、経済的負担を軽減する必要がある。 効果：高齢者等が入浴する機会を設けることで、健康と福祉の向上を図る。	町	
	(9)その他	51 様似町社会福祉協議会補助金 訪問入浴事業、居宅介護事業等支援分	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では第9次様似町総合計画及び様似町公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、公共施設等総合管理計画で定めた子育て支援施設及び保健福祉施設の方針に基づき、施策を展開する。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町の医療施設は、一般診療所 1（医師 1 名）、歯科診療所 2（歯科医師 2 名）で、病床数及び医師数ともに全国平均を下回っている。

また、一次医療及び二次医療も都市部への依存度が高くなっているため、高齢化が進行するなか、できるだけ町内や近隣町で受診できる体制整備と在宅医療の充実が必要である。

(2) その対策

数 値 目 標	目標値（K P I）※総合計画より
一般診療所	1 箇所維持
歯科診療所	2 箇所維持

- (a) 安心して医療を受けることができるよう、医療体制の維持に努める。
- (b) 医療従事者の確保に努める。
- (c) 地域センター病院や町内医療機関と連携を図り、休日・夜間など 24 時間救急医療体制の維持に努める。

(3) 計 画

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的 発展特別事業 民間病院	5 2 救急医療補助金 内容：町内医療機関が、休日や夜間に医師派遣を受ける費用を補助する。 必要性：本町の医療体制を維持していくために必要である。 効果：住民が安心して過ごせるようになる。	町	H 2 3 ~
		5 3 休日夜間看護師勤務補助金 内容：町内医療機関が、休日や夜間に看護師派遣を受ける費用を補助する。 必要性：本町の医療体制を維持していくために必要である。 効果：住民が安心して過ごせるようになる。	町	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業 民間病院	54 広域救急医療対策事業負担金 内容：地域センター病院である浦河赤十字病院が、救急医療に対応する費用を補助する。 必要性：本町の医療体制を維持していくために必要である。 効果：住民が安心して過ごせるようになる。	町	H23～
		55 浦河赤十字看護学校運営補助金 内容：浦河赤十字看護学校の運営費の補助をする。 必要性：本町の医療体制を維持していくために必要である。 効果：本町及び近隣町の医療従事者が確保できる。	町	H23～
		56 子ども医療費無料化対策事業（基金事業） 内容：乳幼児を含む子どもに関する医療費負担を軽減するため、町で助成を行う。 必要性：本町では、少子化傾向が著しいため、歯止めをかけるために必要である。 効果：子育て環境が整備され、少子化傾向や人口減少への歯止めとなることが期待できる。 なお、本事業については、過疎地域の持続的発展に資することを目的に、前計画期間に造成した基金を活用しながら、安定的な事業展開を図る。	町	
		57 妊婦健康検査 内容：妊婦が必要とする妊婦健診と超音波検査の受診について助成を行う。 必要性：妊娠合併症などを早期に発見し、安心安全に出産を迎えるために必要である。 効果：妊婦健診の経済的負担を軽減することで出産しやすい環境整備を図る。	町	
	(4)その他	58 救急医療補助金	町	H22
		59 産婦人科医師派遣費用負担金	町	

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 学校教育

校舎については、様似小学校の改築や様似中学校の移転改修が完了してから、6年余りが経過し、不具合が生じた場合にはできるだけ迅速に対応し、快適な学習環境の維持に努めている。しかしながら、教員住宅においては老朽化した住宅が多く残っており、栄町の住宅では昭和40年代半ばに建設されて50年経過し、また、緑町においても昭和40年代を中心に建てられ入居困難な住宅も生じている状況となっている。特に近年は隣町から通勤する教職員も増えるなど、必要戸数も変動していることや、既存住宅の補修経費も多額になっていることから、教職員住宅を新たに建設する方法以外の手法も含め検討する必要がある。

また、本町の長年の懸案事業である完全給食に向け、一部の住民からの要望も出ている状況にある。

表8 小・中学校児童生徒及び施設配置と整備状況
(令和3年度)

区 分		小 学 校	中 学 校
		様 似	様 似
へ き 地 級 地		1級地	1級地
児 童 生 徒 数		144	80
学 級 数		10	4
普 通 編 成		7	3
複 式 ・ そ の 他		3	1
教 職 員 数		23	16
施 設	敷地面積 (m ²)	44,089	51,407
	寄 宿 舎 の 有 無	無	無
	プ ー ル の 有 無	有	無
	普 通 教 室	10	4
	特 別 教 室	7	13
	屋 内 運 動 場 (m ²)	1,128	1,092
教 職 員 住 宅 戸 数		24	14
給 食 実 施 状 況		無	無
進 学 者 数			29
就 職 者 数			0

② 幼稚園

本町は平成 8 年度に町立幼稚園を設置し、町立保育園と連携した就学前児童教育を進めてきたが、平成 21 年度に両園を『認定こども園』とし、より効率的で地域の要請などを踏まえた運営を図っている。

今後もさらに、家庭との密接な連携を図りながら、幼児教育の推進及び教育内容の改善、多様な要望に対応した弾力的な運営など、時代の変化に対応できる幼児教育のあり方が求められている。

また、職員の資質の向上や乳幼児期の教育の特性を踏まえた教育・保育内容とさらなる資質・能力の 3 本柱（知識・技能の基礎、思考力・判断力・表現力の基礎、学びに向かう力・人間性等）の充実に努めていく必要があり、小学校教育へのスムーズな接続を意識した取り組みが重要なポイントとなっている。

③ 社会教育

町民が心豊かに、生きがいを持って暮らしていくため、地域における社会教育には、一人ひとりの生涯にわたる学びを支援し、町民相互のつながりを形成を促進することに加え、地域の持続的発展を支える取り組みに資することがより一層期待される。

本町においては、人口の減少や高齢化が進む中、社会教育活動も減少傾向にあるものの、社会教育団体や文化団体など、住民による主体的・積極的な活動が継続されている。

また、地域全体で子どもの成長を支える「地域学校協働活動」は、コミュニティ・スクールの取り組みと緊密に連携し、より多くの町民が関わる持続可能な仕組みづくりが求められている。

社会教育に公的資金を投入することは、町民の満足度を高め、結果的にさまざまな行政コストの低減につながる可能性がある。

④ 体育施設

本町では、昭和 58 年に「生涯スポーツの町」を宣言し、「町民皆スポーツ」を目指し、スポーツセンターや観音山スポーツ公園などを拠点として活動を続けている。

しかし、既存の体育施設は老朽化が進んでいるため、少子高齢社会が進む中、将来を見据えながら町民のニーズにそった人にやさしい施設改修を図り、生涯スポーツを推進する必要がある。

⑤ 集会施設

地域における住民活動の拠点となる集会施設は、地区住民の学習や研修、健康増進など様々な活動が展開されている。

しかし、建設当時と比較すると人口減少と少子高齢化が進み、施設の維持管理が難しくなっており、集会施設の集約化についても検討が必要となっている。

表9 集会施設

施設名	戸数	施設名	戸数	施設名	戸数
生活館	9	住民センター	1	畜産センター	1
漁村センター	1	生活改善センター	1	幌満コミュニティセンター	1
研修所	1	会館	4		

(2) その対策

数値目標	目標値 (KPI) ※総合計画より
社会教育・文化振興事業の参加率	0.84 (年間延べ参加者数/人口)

① 学校教育

- (a) 確かな学力の確立に向けた学習環境を整備する。
- (b) GIGA スクール構想に対応した ICT 環境の効率的な整備・充実を図る。
- (c) 「学校給食施設」は、広域的な視点に立った検討も十分に行い、整備をめざす。
- (d) 教職員住宅は、できるだけ将来的に財政負担が大きくなる方法での充実を図る。

② 幼稚園

- (a) 子どもの発達過程を踏まえるとともに、関係機関との連携を図り、乳幼児期にふさわしい教育・保育を推進し、幼児教育の質の向上を図る。また、小学校の教育を意識した「知・徳・体」の具体的な取り組みを推進する。
- (b) 「子育ての喜び」などを保護者に伝えながら、家庭や地域と連携した幼児センターの運営を行う。
- (c) 待機児童をつくらぬよう保育士や幼稚園教諭の確保に努める。

③ 社会教育

- (a) 個人の知的欲求に応えられるよう、多くの町民が気軽に参加できる学びの機会を提供し、町民相互の理解やつながりを強めるため、社会教育団体をはじめとした町民の主体的な学習活動支援を継続する。
- (b) 地域への理解や愛着を深め、本町の特色ある自然・歴史・文化といった地域の教育資源を生かした学習活動を推進する。
- (c) 学習の成果により、町民の暮らしがより豊かになるよう、学びと活動の好循環が持続するような取り組みを広げる。

- (d) 学校支援ボランティアや放課後子ども教室、地域人材を生かした教育支援活動などの「地域学校協働活動」の取り組みを充実させ、学校を核とした地域づくりを推進する。

④ 体育施設

町内各体育施設は老朽化が激しく安全面でも年々リスクが高まっている現状を踏まえ、長期的展望に立った維持・管理対策を講じていく。

⑤ 集会施設

人口規模に応じて、集会施設のあり方を見直し、集約化をめざす。

(3) 計 画

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考	
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 教職員住宅	6 0 緑町教員住宅解体事業	町		
		6 1 栄町教職員住宅解体事業	町		
		6 2 学校給食施設整備事業	町		
	(3)集会施設、体育施設等 集会施設	体育施設	6 3 中央公民館改修 暖房用ボイラー延命修繕 他	町	
			6 4 スポーツセンター維持管理事業	町	
		図書館	6 5 生涯スポーツ研修センター改修 屋根塗装	町	
			6 6 図書館改修 書庫増改築・ボイラー更新・ 外壁改修	町	
			6 7 郷土館改修	町	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業 高等学校	6 8 高等学校生徒遠距離通学補助 内容：町外（日高管内）の高等学校へ通学等をする生徒の通学費や下宿費について助成を行う。 必要性：様似高等学校が閉校したことにより町外への通学等を強いられており、経済的負担を軽減する必要がある。 効果：通学等に係る経済的負担を軽減することで、修学機会の確保を図る。	町		

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	69 スクールランチ事業 内容：広域な視点で給食施設の整備が出来るまでの間、希望制の弁当配食を実施する。 必要性：子どもの健康のため、完全給食は不可欠である。また、完全給食までの間も、保護者の弁当調理の負担を軽減する必要がある。 効果：保護者の弁当調理の負担を軽減することができる。	町	
		70 GIGA スクール推進事業 内容：文部科学省が推進する「GIGA スクール構想」に基づく、児童生徒への1人1台端末等を整備する。 必要性：1人ひとりに応じた学びの提供、また災害による休校などの際にも不可決である。 効果：1人ひとりに合わせた学びの提供が可能になり、児童生徒の能力の向上を図られる。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では第9次様似町総合計画及び様似町公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、公共施設等総合管理計画で定めた学校教育施設及び社会教育施設の方針に基づき、施策を展開する。

1 0 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

近年、町民個々の文化に対する関心が多様化している。本町にしかないアポイ岳や親子岩などの自然や、歴史を生かした個性豊かな文化の創造のため、文化に接する機会の拡充やアポイ岳ジオパークの講演会や観察会を実施してきた。

しかし、職業等によってはなかなか参加できない場合もあり、これを改善するためにも日常生活における環境づくりが重要であり、今後とも、文化に接する機会の拡充が図られるよう、各種情報や施設を有効利用できる体制づくりを進める必要がある。

また、町民が郷土に誇りが持てるよう、本町の貴重な自然や歴史文化に対する意識の高揚を図る必要がある。

(2) その対策

- (a) 町民が求める各種文化情報などを提供するための体制整備や時代に即応した情報提供を図る。
- (b) 専門的知識を有する人材の発掘や登録をし、町民の要望に即した活動を推進する。
- (c) 貴重な自然環境や歴史的建造物等の保護を推進し、歴史文化に対する意識向上を図る。

1 1 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

まちづくりの主体は町民であり、自らの地域は、自ら考え自ら行うという考え方が必要であるが、依然として行政に依存する傾向が強く、住民のまちづくりに対する参加意識もまだまだ低い状況にある。

(2) その対策

各種制度を活用し、人材の育成、各種まちおこし、イベントの開催、視察研修及び他市町村との交流事業などを積極的に推進し、住民参加のまちづくりと町民の自立促進に努める。

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	17 地域振興作物等奨励事業 内容：振興作物の苗や種子購入費、永年草地更新に係る経費等の支援を行う。 必要性：農業振興を図るため、経営の安定化が必要である。 効果：農業経営が安定化され、地場産品・特産品の生産による経済の活性化が期待できる。	町	
		18 漁業担い手支援事業 内容：漁業への新規参入者及び後継者への研修や資格取得、施設整備等の支援を行う。 必要性：漁業就業者の減少や高齢化から、担い手を確保・育成することが必要である。 効果：次世代を担う漁業後継者を育成し、水産業の振興が期待できる。	漁協	
	観光	19 アポイ山荘維持補修事業 内容：アポイ山荘の機能維持を図るため必要な修繕を行う。 必要性：当町の観光行政の推進にあたっては、アポイ山荘の円滑な稼働が不可欠である 効果：キャンプ場利用者やアポイ登山客への日帰り入浴、町外観光者への宿泊サービスを継続して提供することにより地域活性化が図られる。	町	
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業 生活	43 クリーンセンター機能維持対策事業 内容：クリーンセンターの円滑な稼働を図るため、必要な修繕を行う。 必要性：廃棄物を適正に処理していくためには、クリーンセンターの円滑な稼働が必要である。 効果：町内の廃棄物が適正に処理され、自然環境保全や生活環境の保全が図られる。	町	
		危険施設撤去	44 老朽公共施設解体事業 内容：老朽化した公共施設の解体を行うもの。 必要性：老朽公共施設は異常気象時には周辺を通行する方に危害を与えてしまう恐れがあり、周辺住民の安全を確保するため撤去が必要である。 効果：周辺住民の安全が確保されるとともに、解体後の用地を活用し、地域活性化を図ることが出来る。	町

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業 危険施設撤去	45 空き家対策事業 内容：「特定空家」の解体・撤去を行う。 必要性： 放置された空き家は周辺の住宅や通行人等に被害を及ぼす可能性があり、住民の安全の確保ため撤去が必要である。 効果：周辺住民や通行人等の安全を確保できるとともに、景観も保全効果も期待できる。	町	
	防災・防犯	46 防災備蓄倉庫整備事業 内容：現在防災備蓄がない指定緊急避難場所の一部に防災備蓄倉庫を整備し、津波災害時に避難者の孤立等が起こった場合にも対応できるよう準備するもの。 必要性：町民が安心して避難することができるよう、生活必要物資の倉庫を整備する必要がある。 効果：自立防災組織の負担軽減や迅速な防災体制の整備につながることを期	町	
	その他	47 住環境整備事業 住宅新築リフォーム補助 内容：町内建設業者が施工する一般住宅の新築及び増改築に補助を行うもの。 必要性：町民が安心して快適に暮らすための住環境の向上、また町内産業の活性化を図ることが必要である。 効果：住環境の整備を行うことにより、町民の満足度向上、さらには人口増加を図ることができる。	町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	48 幼児センター改修事業 内容：保育園、幼稚園の施設維持を図るため必要な改修を実施する。 必要性：当町の良好な保育環境を保つためには幼児センターの円滑な稼働が不可欠である。 効果：適正な施設の維持管理により、子育ての負担軽減と女性の社会進出が促進され、地域活性化が図られる。	町	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	49 インフルエンザ予防接種事業 内容：18歳以下及び65歳以上についての予防接種助成を行う。 必要性：高齢者及び子どもが心身ともに健全に過ごすために感染症対策が必要である。 効果：予防接種助成と勸奨を積極的に行うことで接種率が向上され、健康で快適な生活を送ることができる。	町	
	高齢者・障がい者福祉	50 アポイ山荘老人等入浴料助成事業 内容：高齢者及び障害者手帳等の交付者について、アポイ山荘での入浴助成を行う。 必要性：町内唯一の入浴施設であるアポイ山荘での入浴券を交付することで、経済的負担を軽減する必要がある。 効果：高齢者等が入浴する機会を設けることで、健康と福祉の向上を図る。	町	
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業 民間病院	52 救急医療補助金 内容：町内医療機関が、休日や夜間に医師派遣を受ける費用を補助する。 必要性：本町の医療体制を維持していくために必要である。 効果：住民が安心して過ごせるようになる。	町	H23～
		53 休日夜間看護師勤務補助金 内容：町内医療機関が、休日や夜間に看護師派遣を受ける費用を補助する。 必要性：本町の医療体制を維持していくために必要である。 効果：住民が安心して過ごせるようになる。	町	
		54 広域救急医療対策事業負担金 内容：地域センター病院である浦河赤十字病院が、救急医療に対応する費用を補助する。 必要性：本町の医療体制を維持していくために必要である。 効果：住民が安心して過ごせるようになる。	町	H23～

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業 民間病院	55 浦河赤十字看護学校運営補助金 内容：浦河赤十字看護学校の運営費の補助をする。 必要性：本町の医療体制を維持していくために必要である。 効果：本町及び近隣町の医療従事者が確保できる。	町	H23～
		56 子ども医療費無料化対策事業（基金事業） 内容：乳幼児を含む子どもに関する医療費負担を軽減するため、町で助成を行う。 必要性：本町では、少子化傾向が著しいため、歯止めをかけるために必要である。 効果：子育て環境が整備され、少子化傾向や人口減少への歯止めとなることが期待できる。 なお、本事業については、過疎地域の持続的発展に資することを目的に、前計画期間に造成した基金を活用しながら、安定的な事業展開を図る。	町	
		57 妊婦健康検査 内容：妊婦が必要とする妊婦健診と超音波検査の受診について助成を行う。 必要性：妊娠合併症などを早期に発見し、安心安全に出産を迎えるために必要である。 効果：妊婦健診の経済的負担を軽減することで出産しやすい環境整備を図る。	町	
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業 高等学校	68 高等学校生徒遠距離通学補助 内容：町外（日高管内）の高等学校へ通学等をする生徒の通学費や下宿費について助成を行う。 必要性：様似高等学校が閉校したことにより町外への通学等を強いられており、経済的負担を軽減する必要がある。 効果：通学等に係る経済的負担を軽減することで、修学機会の確保を図る。	町	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	69 スクールランチ事業 内容：広域な視点で給食施設の整備が出来るまでの間、希望制の弁当配食を実施する。 必要性：子どもの健康のため、完全給食は不可欠である。また、完全給食までの間も、保護者の弁当調理の負担を軽減する必要がある。 効果：保護者の弁当調理の負担を軽減することができる。	町	
		70 GIGA スクール推進事業 内容：文部科学省が推進する「GIGA スクール構想」に基づく、児童生徒への1人1台端末等を整備する。 必要性：1人ひとりに応じた学びの提供、また災害による休校などの際にも不可欠である。 効果：1人ひとりに合わせた学びの提供が可能になり、児童生徒の能力の向上を図られる。	町	